

令和元年度 周知啓発活動（実績報告）について

新宿駅周辺防災対策協議会
新宿区危機管理担当部危機管理課
令和2年2月28日（金）

来たるべき首都直下地震に備えて

周知啓発活動の目的

首都直下地震発生時、新宿駅周辺地域における行き場のない滞留者 約5万人

震災時の混乱防止・被害抑制のため、新宿駅周辺地域における共通認識が必要

新宿駅周辺地域における共通ルール・行動指針

新宿ルール （平成21年3月）

新宿ルール実践のための行動指針 （平成28年6月）



周知啓発活動の目的

様々なツールを活用し、新宿駅周辺エリア全体に「新宿ならではの防災」を浸透させていく。

特に、災害時に「むやみに移動しないこと」の周知徹底を図る。

新宿ルール（平成21年3月策定）

混乱防止に向けた自助・共助・公助による行動の基本原則

（1）組織は組織で対応する（自助）

- ・震災時に事業所、施設、学校は安全が確保されるまでの一定期間、従業員・顧客・学生等を留め置く。そのための耐震対策、水・食糧の備蓄を行っておく。

※BCPの策定・実施

（2）地域が連携して対応する（共助）

- ・買物客などの来街者や通勤通学途上者等に地域で対応する。
- ※ 駅周辺で混乱している人々の避難誘導・応急救護・情報伝達等を地域で協力して行うための役割等を考える。
- ※ 避難誘導・応急救護・情報伝達等のDCPの基盤づくり

（3）公的機関が地域を支える（公助）

- ・新宿区、都、国が連携・協力し、地域の対応を支援する。
- ※ 避難誘導・応急救護・情報伝達等のDCPの基盤づくりのサポート

新宿ルール実践のための行動指針（平成28年6月策定）

『できる事を できる人が みんなでやる』

（1）むやみに移動しない

- むやみに移動せず、職場や外出先に待機する。
- 待機することが危険な場合には、地域の避難場所（東口地域：新宿御苑、西口地域：新宿中央公園）等に避難し、そこで待機する。
- 行き場のない滞留者については、施設の安全が確認された場合には、行政との協定の有無に関わらず、可能な限り受け入れる。

（2）現地本部を中心に連携する

- 協議会会員や関係する事業者は、大規模地震発生後、地域の連携の拠点として東口現地本部・西口現地本部を立ち上げ、運営する。
- 事業者等は、地域で収集した情報等を現地本部に提供するとともに、必要とする情報等を現地本部に求める。
- 現地本部は、一時滞在施設の開設時、活動終了時、その他連絡事項が発生した場合には、他の現地本部、新宿区災害対策本部、避難場所、一時滞在施設その他関係者との間で相互に連絡をとり合い、地域内における滞留者の円滑な誘導に役立てる。

（3）地域で傷病者に対応する

- 軽症者には、関係する事業所にて応急手当てを行う。

周知啓発活動の実績 ①

ポスター

協議会員及び関係団体への希望調査を元に、約 2 2 0 枚（B1、B2、B3サイズ）を配布

【ポスター画像】



【掲示風景】



講演名

5

周知啓発活動の実績 ②

クリアファイル

- 協議会員及び関係団体への希望調査を元に、約 3, 3 0 0 枚を配布
- 防災ウィーク等のイベントの機会を活用し、イベント参加者に配布

(表)



(裏)



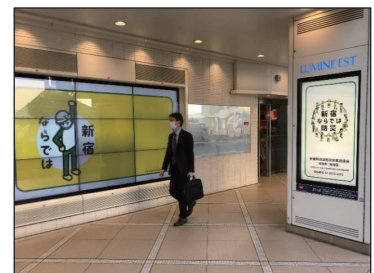
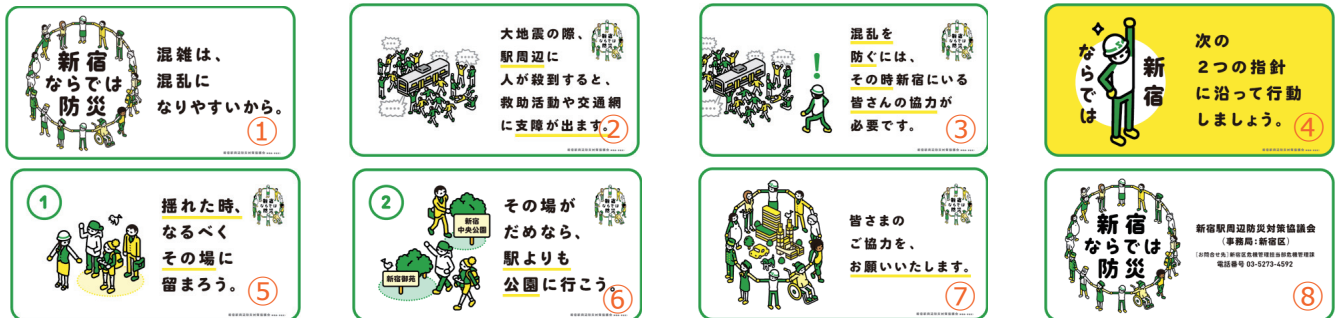
講演名

6

周知啓発活動の実績 ③

啓発動画

大型ビジョン、デジタルサイネージ等での啓発動画の放映



講演名

7

周知啓発活動の実績 ④

ロゴマークの活用

防災ウィーク期間中、新宿野村ビル及び新宿三井ビルのコーヒーチェーン店頭において、イベント参加者にコーヒー（ロゴマーク入りの紙コップ）を無料提供

【紙コップ画像】

【提供風景】



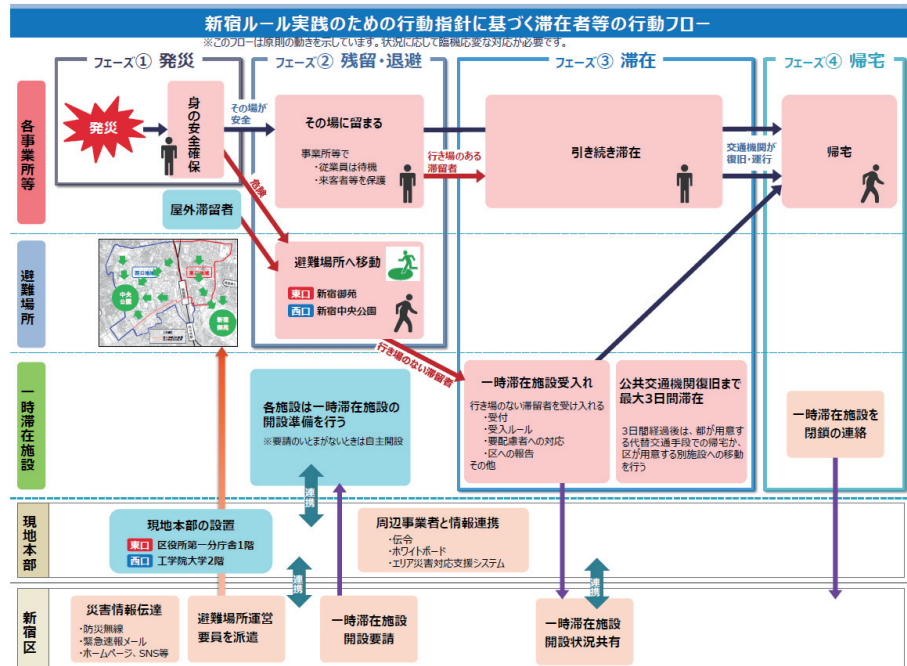
講演名

8

周知啓発活動の実績 ⑤

滞在者等誘導マニュアル

- 令和元年度作成
- 新宿駅周辺エリアにおける事業所、避難場所、一時滞在施設、現地本部、区のそれぞれ動きや連携の仕組みをわかりやすく図示
- 地震防災訓練（令和元年11月8日実施）等において、参加者に配布



講演名

9

今後の検討等

今後の検討

新宿駅周辺エリア全体に「新宿ならではの防災」の周知を図るため、これまでの周知啓発活動を継続するとともに、より効果的な周知方法を模索していく。

協議会の皆様にご協力いただきたいこと

- 従業員の皆様への「新宿ならではの防災」の周知をお願い致します。
(ex. 事業所内でのポスター掲示、自社防災訓練時にクリアファイルの配布、ロゴマークの活用)
- 協議会活動への積極的な参加をよろしくお願い致します。
(各WGにご参加いただき、周知活動に関するノウハウ等をご教示いただけると幸いです。)
- 帰宅困難者一時滞在施設の提供にご協力をお願い致します。

講演名

10